マイナ保険証への切り替えをご検討ください

健康保険証（国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証）は令和 6 年 12 月 2 日に新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。
現在発行している健康保険証（兼高齢受給者証）と資格確認書の有効期限は 7 月 31 日（木）です。

便利！マイナ保険証のメリット

データに基づく最適な医療が受けられる！
過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、最適な医療が受けられるようになります。

転居などによる保険証の切り替えや更新が不要！
転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。
※国民健康保険加入者は、加入・脱退の届出は必要

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除！
限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

…など、とても便利になります。

マイナンバーカードの申請や保険証の利用登録はこちら

国民健康保険に加入の皆さんへ

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の送付について

1010257

発送時期 令和 7 年 7 月 18 日（金）

※郵送を希望しない場合は、国保年金課窓口で受け取りができますので、7 月 11 日（金）までに国保係までご連絡ください

●マイナ保険証をお持ちの人
「資格情報のお知らせ」を送付します。マイナ保険証のみで医療機関などを受診することができますが、一部の医療機関などは、マイナ保険証を使用できない場合があります。その場合は、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を併せてご提示ください。

●マイナ保険証をお持ちでない人
従来の保険証の代わりに「資格確認書」を送付します。今回交付する「資格確認書」は**青色**で、有効期限は令和 8 年 7 月 31 日となります。ただし、70 歳で前期高齢者となる人は誕生月の末日（1 日生まれの人は誕生月の前月末）、75 歳で後期高齢者医療に切り替わる人は誕生日の前日が有効期限となります。

限度額認定証について

1002450

●マイナ保険証をお持ちの人
マイナ保険証の提示により、事前に手続きをしなくても限度額を超える支払いが免除されます。（長期入院該当を除く）

●マイナ保険証をお持ちでない人
医療費が高額になる場合に病院の窓口に提示すると、自己負担が一定の限度額になる認定証を発行しています。認定証は申請した月の 1 日から有効となりますので、入院や手術の予定がある人はお早めに申請してください。

※ 70 歳以上の国民健康保険加入者で「現役並み所得Ⅲ」と「一般」の所得区分に該当する人は、資格確認書を提示するだけで限度額までの支払いとなりますので、限度額認定証の申請は必要ありません
※交付済みの認定証の有効期限は令和 7 年 7 月 31 日のため、引き続き利用したい人は申請が必要です
※国保税に未納がある世帯の国保加入者は原則として交付できません

申請・問合 国保年金課国保係☎内線 3134、白沢地区コミュニティセンター生活係☎内線 7848、利根地区コミュニティセンター生活係☎内線 7916

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、令和 8 年 7 月 31 日までの暫定的な運用として後期高齢者医療資格確認書を全被保険者へ送付します。

1010059

発送時期 令和 7 年 7 月 11 日（金） 資格確認書は**茶色**
有効期間 令和 7 年 8 月 1 日（金）～令和 8 年 7 月 31 日（金）

限度額適用認定について

現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ、低所得者Ⅱ・Ⅰの人は以下の方法により、保険医療機関などの窓口における一部負担金の金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

●マイナ保険証をお持ちの場合
保険医療機関などの受け付け時にマイナ保険証を提示してください。

●マイナ保険証をお持ちでない場合
限度区分が併記された資格確認書を提示してください。（申請が必要です）

認定証の申請手続きが省略される人

次の人は、令和 8 年 7 月 31 日まで使用できる、限度区分が併記された資格確認書を送付します。
① 令和 6 年 8 月 1 日以降に交付を受け、現在も該当し、今年度も引き続き現役並み所得者Ⅱ、Ⅰの人
② 令和 6 年 8 月 1 日以降に交付を受け、現在も該当し、今年度も引き続き住民税非課税世帯に属する人

問合 国保年金課医療年金係☎内線 3132

国民健康保険税の納付をお忘れなく

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険（国保）の運営を支える大切な財源です。病気やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになっています。7 月 10 日（木）に、世帯主へ国保税納税通知書を発送します。

納税義務者

国保に加入していない世帯主でも、世帯内に加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者です。

納付方法

① 納付書、口座振替（普通徴収）
通知書に同封する納付書で納付してください。口座振替は、納期限の日（第 6 期は 12 月 23 日）に引き落とします。口座振替は市内に本支店のある金融機関で手続きできます。

② 年金天引き（特別徴収）
世帯主が国保加入者で年金受給者の場合、一定の要件を満たすと年金から天引きされます。
※申請により口座振替に変更可

国保税を納めないでいると・・・

督促状が送付され、滞納処分の対象となります。さらに、特別な事情なく、納期限から 1 年以上滞納を続けると、医療費はいったん全額自己負担で支払わなければなりません。
未納となる前に、早めにご相談ください。

問合 国保年金課国保係☎内線 3134

納期限

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
7 月 31 日	9 月 1 日	9 月 30 日	10 月 31 日	12 月 1 日
第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	
12 月 25 日	2 月 2 日	3 月 2 日	3 月 31 日	

税率（所得割額、均等割額、平等割額の合計が年税額）

区分		令和 7 年度の税率		
		医療分	後期支援分	介護分
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	7.3%	2.6%	2.4%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	27,800 円	9,800 円	11,900 円
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算	22,500 円	7,700 円	6,700 円
課税限度額	国保税額が課税限度額を超えた場合	66 万円	26 万円	17 万円

※ 介護分については、40 歳～ 64 歳（介護保険第 2 号被保険者）の人が納めます